

■ J P B A N K V I S A カード A L e n t e 特約

第1条 定義

- (1) この特約に基づき株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が会員に対し発行・貸与するカードを「J P B A N K V I S A カード A L e n t e」（以下「A L e n t e」といいます。）といたします。
- (2) この特約、J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）その他当行所定の約款等（以下、会員規定と併せて「会員規定等」といいます。）を承認のうえ申し込まれた方で当行が審査のうえ入会を承認した方をA L e n t e 会員といたします。

第2条 ご利用代金明細の確認方法等

- (1) A L e n t e の入会をもって、A L e n t e 会員は、J P B A N K カード WEB 特約及び J P B A N K カード WEB 安心サービス特約に同意の上、J P B A N K カード WEB の利用を、J P B A N K カード WEB ご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意の上、カードご利用代金 WEB 明細書サービスの利用を申請し、当行からそれらの承認を得たものとみなします。
- (2) 当行は、J P B A N K カード WEB ご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に基づき、A L e n t e 会員に対し、原則としてご利用代金明細書の送付を行いません。A L e n t e 会員は、カードご利用代金 WEB 明細書サービスによりご利用代金明細を確認することができます。

第3条 A L e n t e カード付帯サービス

A L e n t e カード会員は、当行又はサービス提供会社（当行が提携する第三者をいいます。以下同じとします。）が提供する A L e n t e カード付帯サービス及び特典（以下「A L e n t e カード付帯サービス」といいます。なお、A L e n t e カード付帯サービスは、会員規定に定める「付帯サービス等」とは異なります。）を当行又はサービス提供会社所定の方法により利用することができます。A L e n t e カード付帯サービス及びその内容については、当行が書面その他の当行所定の方法により通知又は公表します。

第4条 A L e n t e カード更新時の取扱い

- (1) A L e n t e カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。A L e n t e カードの有効期限が経過した場合、次項に定める更新後カードが A L e n t e カード会員に対して発行されたか否かを問わず、A L e n t e カード付帯サービスは終了します。
- (2) 当行は、前項の有効期限までに退会の申出のない A L e n t e カード会員で、当行が引き続き会員と認める方に対し、当行所定の J P B A N K V I S A カード（以下「更新後カード」といいます。）を発行します。なお、更新後カードが発行された場合、A L e n t e カードの有効期限の経過前における会員規定等に基づく権利義務は、更新後カードにおける権利義務として有効に存続します。
- (3) 更新後カードの年会費は、当該更新後カードに応じた当行所定の年会費となります。

第5条 特約の変更

当行は会員の承諾を得ることなく、当行が適当と判断する方法で会員に変更内容を通知することにより、この特約を変更できるものとします。

第6条 適用関係

この特約の取扱いには、この特約のほか、会員規定等、「J P B A N K カード WEB 特約」、「J P B A N K カード WEB 安心サービス特約」及び「J P B A N K カード WEB ご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約」が適用されます。ただし、この特約と会員規定等、「J P B A N K カード WEB 特約」又は「J P B A N K カード WEB ご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約」に相違が生じる場合には、この特約が優先して適用されるものとします。

以上